

林業普及指導実施方針書

令和4年9月

北 海 道

北海道林業普及指導実施方針書

1 趣旨

本道の森林は、カラマツやトドマツなどの人工林が本格的な利用期を迎えており、計画的な伐採と着実な再生林により森林資源の循環利用や森林吸収源対策を推進するとともに、地域の特性に応じた森林づくりを進め、将来の世代に引き継いでいくことが求められている。

このため、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくりやスマート林業による効率的な森林施業の推進、「HOKKAIDO WOOD」ブランドの浸透による道産木材の需要拡大などを柱とする、新たな「北海道森林づくり基本計画」を令和4年3月に策定し、各般の施策を推進しているところである。

一方、国では、手入れが行われていない森林を所有者に代わり市町村が主体となって適切な経営管理を行う森林経営管理制度を平成31年4月に措置したほか、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するための森林環境税及び森林環境譲与税を創設したところである。

こうしたことから、林業普及指導事業の実施にあたっては、試験研究機関と連携し、新たな行政課題を踏まえ、森林所有者をはじめ林業・木材産業関係者に対して森林施業や木材利用に関する技術の普及・定着を図るとともに、森林経営管理制度の運用に向けた市町村職員への技術的支援などに取り組んでいく必要がある。

以上を踏まえ、国が令和4年3月に定めた「林業普及指導運営方針」をもとに、本道における林業普及指導事業の実施に関する基本的事項について定めるものである。

2 普及指導活動の基本的な課題

道ではこれまで、林業普及指導員が森林所有者等に対し、林業に関する技術・知識の普及と森林施業に関する指導を行うとともに、市町村の求めに応じ「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」の枠組みを活用し、計画作成等に必要な技術的支援を行ってきた。このような取組の成果として、本道では、令和2年度末時点で森林経営計画の認定率が全国の約3割に対し7割と高いことや、伐採後の再生林率は8割を超えるなど、森林の整備が進んでいる状況にある。

しかし、利用期を迎えた本道の人工林資源の循環利用を一層推進していくためには、計画的な伐採と再生林を着実に実施するとともに、森林経営管理制度や市町村の独自財源である森林環境譲与税を活用し、手入れの行き届いていない森林の間伐を促すな

ど、森林整備の底上げを図っていく必要がある。

また、地域の森林・林業の技術者等の育成はこれまで以上に重要となっているが、市町村職員は数年で異動し、他分野との兼務が多く専門知識に乏しい状況が見受けられることから、森林・林業に関する基本的な知識の早期習得が図られるよう技術的な指導・助言を強化する必要がある。このほか、森林所有者の意向を把握し、提案型集約化施策を推進する森林施業プランナーや自主的に森林施業を行う「自立林家」を育成・確保するとともに、林業分野における新規就業者の増加と定着を図る必要がある。

さらに、林業労働者が不足する中で着実に森林整備を進めるためには、森林施業の省力化や効率化を図る必要があることから、試験研究機関と連携し、森林所有者や林業事業体等に対してスマート林業に関する先進的な技術や知識を普及していく必要がある。

3 普及指導活動の方法に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

このような課題を踏まえ、本実施方針では、次の3つの項目を柱にかかげ、目標指標の達成に資するよう今後の普及指導活動を推進する。

① 森林の整備及び管理の推進

(目標)

令和元年度(2019年度)：70% → 令和13年度(2031年度)：75%

・私有人工林面積における集積・集約化の面積割合(北海道森林づくり基本計画)

② 人材の育成・後継者の確保

(目標)

令和元年度(2019年度)：350人 → 令和8年度(2026年度)：350人(現状維持)

・指導林家数(人づくりステップアップ活動：令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度))

③ 森林づくりに関する技術・知識の普及指導

(目標)

令和元年度(2019年度)：47回 → 令和13年度(2031年度)：51回

・技術向上を目的とした研修等の取組件数(北海道森林づくり基本計画のうち一般民有林の目標値)

なお、普及指導活動の実施にあたっては、地域全体の森林の整備・管理や林業の成長産業化といった総合的な視点に立って取り組むとともに、戸別訪問や集団による研修など、指導する対象者や地域の実情に応じ効率的かつ効果的な手法により実施する。

また、これまで普及指導の対象としてきた森林所有者に対する指導・助言等については、前述の「2 普及指導活動の基本的な課題」との関連を確保しつつ、地域の実情に応じた活動を展開するとともに、市町村に対して地域の森林整備が進むよう自主性を助

長しつつ支援する。

(2) 森林の整備及び管理の推進

森林資源の循環利用を着実に進めるためには、高い生産性や収益性を確保し持続的な森林経営を行っていくことが重要である。

このため、小規模・分散的な所有構造である本道の森林において、面的なまとまりを確保し効率的な森林施業を実施するとともに、手入れの行き届いていない森林については森林経営管理制度等を活用し、市町村が主体となって整備を促進する。

また、地域の森林づくりのマスタープランである市町村森林整備計画の策定や地域の林業関係者や住民等との合意形成に当たっては、森林総合監理士に登録された林業普及指導員が主体となって、専門的な技術・知識を必要とする事項について、市町村に対し積極的に支援する。

ア 森林施業の団地化・集約化の促進

森林施業プランナーをはじめとする地域の関係者と連携し、計画的な森林の整備・管理を進めるため、境界の明確化や森林所有者への戸別訪問による森林経営計画の加入促進などにより、森林施業の団地化・集約化を図る。

イ 市町村が主体となった森林整備の促進

手入れの行き届いていない森林を整備するため、森林経営管理制度に基づく意向調査や市町村が自ら行う経営管理権集積計画の作成が進むよう、先進事例の周知や必要に応じて制度設計等に対する指導助言を行う。

また、森林環境譲与税を活用し市町村が主体となった森林整備が進むよう、市町村単独事業の運用において、必要な助言や検査方法の現地指導等を行う。

ウ 森林計画制度の運用支援

市町村が行う伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用をはじめ、林地台帳の整備・運用や森林経営計画の認定、森林施業の実行状況確認等について、天然更新完了基準の現地研修や森林統合クラウドシステムの操作方法に係る研修会の実施など技術的な支援を行う。

また、市町村森林整備計画の策定・変更を行う際には、林業普及指導員は学識経験を有する者として専門的・技術的な観点から意見を述べ、内容の充実を図るとともに、森林の有する多面的機能が適切に発揮できるよう、ゾーニングの設定に係る情報提供や助言等を行う。

(3) 人材の育成・後継者の確保

持続的な森林経営を確立するためには、自主的に森林整備に取り組む所有者や森林施業を提案できる人材（森林施業プランナー）を確保することが重要である。

このため、「意欲ある林家及びその後継者」や「地域林業を担う人材」の育成に取り組み、現地検討会や研修・巡回指導、専門的な技術指導等により高度な知識・技術の普及に努めるとともに、施業意欲の低い森林所有者については、森林経営管理制度の意向調査等を行う市町村と連携を図り、経営管理委託なども視野に入れ森林の整備を促す。

また、森林づくりを道民全体で支える気運を高めるため、民間団体等が行う木育活動に支援する。

ア 意欲ある森林所有者等の育成

意欲ある森林所有者に実施してきた森林施業技術研修などの取組に加え、森林経営管理制度の対象となる施業意欲の低い林家（育成所有者）を対象とした「人づくりステップアップ活動」を行い、個別巡回指導や所有者の目標となる優良林分の造成に向けた現地検討会等の実施により、施業意欲の向上を図る。

イ 指導林家・青年林業士の育成・確保

地域で模範となる森林経営を実践し専門的な知識と技術を有する所有者を指導林家として認定するとともに、地域林業のまとめ役となるリーダーの育成・確保を図る。

また、将来的に森林所有者となりうる後継者を青年林業士として積極的に認定し、山林の調査方法の研修や優良林分の現地見学会、森林経営に関する検討会等の開催により、地域の若手リーダーとしての知識と技術の向上を図る。

ウ 森林施業プランナー等の育成・確保

森林施業プランナーやフォレストマネージャー等の現場技術者に対し、森林施業の工程・コスト管理をはじめ、関係者との合意形成や安全衛生管理等に必要な知識や技術に関する研修会等を開催し、地域林業を担う人材の育成に努める。

エ 北の森づくり専門学院等への支援

本道の林業、木材産業の即戦力となり、企業の中核を担う人材を育成するため、地域支援協議会と連携し、北の森づくり専門学院が行う地域実習等において、立木評価やドローン操作方法等に係る技術指導を行うとともに、卒業生の技術相談等に対応するなど、就業後のフォローアップ活動を実施する。

また、高校生等を対象に森林・林業への関心を高めるための出前授業等を行い、北の森づくり専門学院への入学や地域の林業事業体等への就職を促進する。

オ 木育活動等への支援

森林ボランティア団体や木育マイスター等が行う植樹や育樹等の活動に際し、樹種特性に応じた取り扱い方法を現地で指導するなど、技術的な支援を行う。

(4) 森林づくりに関する技術・知識の普及指導

適切な森林の整備・管理を進めるためには、森林所有者や林業事業者等が森林施業技術や知識を正しく理解し実践していくことが重要である。

このため、地域の特性に応じた森林整備はもとより、森林病虫獣害・気象災害への対策やICT等を活用したスマート林業による生産性の向上、「HOKKAIDO WOOD」ブランドの浸透による道産木材の需要拡大など、試験研究機関と連携しながら、新たな研究成果や技術を幅広く普及していく。

また、今後一般民有林での生産の拡大が見込まれるトドマツや人工林内に侵入した広葉樹の有効活用を進めるため、正確な資源把握が求められていることから、限られた人員で効率的な森林調査ができるよう、ICTの活用などに係る研修機会を確保する。

ア 森林施業の低コスト化及び生産性向上に向けた普及指導

森林所有者や林業事業者などを対象に、植林・下刈り作業の省力化・低コストを目指したコンテナ苗や路網整備とフォワーダ、ハーベスタ等の高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入に向けた検討会のほか、効率的に森林情報を把握できるドローン、レーザー測量等の ICT 機器活用に係る研修会等を開催し、森林施業の低コスト化及び生産性向上に必要な技術の普及に努める。

イ 地域材の需要拡大に向けた普及指導

住宅や農畜産業等の多様な分野での地域材の需要拡大を図るため、林業、木材産業、建築関係者など幅広い地域関係者の合意形成に向けた連絡調整役を担うとともに、地域材の活用促進に向けたセミナーや現地見学会、地域材を利用するメリットや意義を広く周知するパネル展等を開催する。

ウ 試験研究機関との連携による普及指導

試験研究機関と連携し、エゾヤチネズミやカラマツヤツバキクイムシなどによる病虫獣害の発生状況や、強風による倒木などの被害状況の早期把握を行い、防除・復旧対策を進めるとともに、林業技術に関する地域のニーズを研究課題に反映させ、最新の研究成果を地域へ普及・定着できるよう各種研修会を開催する。

4 林業普及指導員の配置

普及指導活動の実施に当たっては、林業普及指導員が有する専門的な技術・知識の向上や、幅広い関係者との連携・調整を図るコーディネーター機能の強化を図りつつ、地域の特性を考慮した適切な人員配置に努める。

また、普及指導活動の効率的かつ効果的な実施に向け、林業普及指導員が地域の森林・林業の現状や問題点を把握するとともに、研究・教育・行政機関と連携して取り組めるよう、森林総合監理士及び林業革新支援専門員を次の考え方に基づき配置する。

(1) 森林総合監理士

森林施業プランナーや森林管理署等の森林総合監理士と連携しながら、市町村等への技術的支援を行うため、5つの総合振興局森林室に主幹（森林総合管理）を配置し、次に関する業務を行う。

- ①森林管理署との連携による地域課題の解決に向けた地域林政連絡会議の定期的な開催
- ②所管圏域の林業普及指導員に対する指導
- ③地域林業の担い手確保や人材育成対策への支援

(2) 林業革新支援専門員

国及び道の重要政策の推進等を図るため、林業普及指導組織の中核的役割を担う林業革新支援専門員を森林活用課に配置し、次に関する業務を行う。

- ①林業普及指導員の資質向上を図るための研修の実施
- ②森林施業の技術・知識の向上を図るためのフォレスター・民団連携調整会議の定期的な開催
- ③試験研究機関の研究成果や専門的な知見の活用、林業・木材産業の各種施策の推進に向けた研究・教育・行政機関との連絡・調整

5 林業普及指導員の資質の向上

高度で幅広い技術・知識及び経験に基づく総合的な視点に立った活動が行えるよう、専門的技術・知識等を身につけた林業普及指導員の育成に努める。

(1) 国の研修

林業普及指導員の経験年数や専門分野、知識の習得状況、所管する地域の課題等を勘案し、国が実施する研修に積極的に参加させるとともに、森林総合監理士の資格取得を促進する。

(2) 道の研修

林業普及指導員及び森林総合監理士の役割や目的意識の醸成、林業・木材産業の各担当分野に関する基礎的な技術・知識等の習得のほか、実践的な指導能力の向上を図るため各種研修を実施する。

① 指導能力向上研修

林業普及指導員としての職務遂行上必要とされる基礎的な技術・知識や指導能力を備えた人材を育成する。

② 技術力向上研修

専門的かつ高度な技術・知識を有し、市町村への技術的支援や森林所

有者等への指導等を的確に実施できる人材を育成する。

③ 問題解決能力研修

専門的な知識や技術力の向上に加え、地域の課題を解決する能力を備えた人材を育成する。

6 その他林業普及指導事業の実施に関する事項

(1) 関係組織等との連携強化

林業普及指導事業を効率的・効果的に実施するため、林業・木材産業の施策推進に関連する庁内関係部局はもとより、市町村、森林管理署及び試験研究機関等と役割分担しながら、関係機関との連携を強化する。

ア 市町村との連携

地域の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、国、道、市町村、森林組合等林業事業体、指導林家等の地域関係者からなる「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」の枠組みを活用し、伐採・造林の標準的な方法やゾーニングの指定に対する関係者の合意形成を進めるなど、市町村との連携を強化する。

イ 森林管理署等の森林総合監理士との連携

地域の林業・木材産業の課題解決や成長産業化に向けた構想の作成及びその実現に向けて、森林管理署等の森林総合監理士と林業普及指導員（主幹（森林総合管理））が所管区分の垣根を越えて連携した取組を進める。

ウ 普及指導協力員との連携

地域で模範となる森林経営を実践している指導林家をはじめ、若手リーダーとなりうる青年林業士や森林施業プランナー、山づくり活動を実践している林業グループ、木質バイオマス利用に関する技術者等を普及指導協力員として位置づけ、連携して普及指導活動に取り組む。

(2) 事業実施に対する評価システムの導入

林業普及指導事業を効率的・効果的に実施し着実に成果をあげるためには、普及指導活動の実績や成果等について客観的な視点で評価し、今後の活動の改善に結びつけていくことが重要である。

このため、「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」の枠組みなどを活用のうえ、計画策定（P）から実行（D）、評価（C）、結果の反映（A）まで一連の普及指導活動に対して外部評価を受ける仕組みを整備し、次期計画等へ反映させる。

また、道が毎年開催している「未来につなぐ森林づくり交流会」においても、活動成果について全道の市町村、森林組合等林業事業体、指導林家、林業グループ、森林所有者等から意見等を聴取し、今後の林業普及指導事業に活かす。

(3) 情報ネットワークの活用

普及指導活動を行うにあたっては、指導林家や林業グループ協議会等の活動に積極的に参加し、新しい技術・知識、林務関係施策や森林経営の先進的な事例等を紹介するとともに、多くの森林所有者が購読する冊子等への情報提供に努める。また、ホームページで林業普及指導員の取組を情報発信し、活動実績や成果の「見える化」を図る。